

横浜都心臨海部の国際競争力をアップします！

～「特定都市再生緊急整備地域」の指定を国に申し出ました～

横浜市では、都心臨海部（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、北仲通地区）のさらなる国際競争力強化を図るため、都市再生特別措置法（本年4月改正）により新たに規定された「特定都市再生緊急整備地域」に指定するよう、本日、国に申し出ました。

当地域に指定されると、一定規模以上の民間都市開発に対する税制支援や規制緩和等、各種特例措置を受けることなどが可能になり、国際競争力の強化につながる都市開発が加速されます。

■特定都市再生緊急整備地域の指定を申し出た地域（裏面参照）

- ・横浜都心臨海地域（仮称）約233ヘクタール
（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、北仲通地区）

※横浜駅周辺地区及びみなとみらい21地区は、既に都市再生緊急整備地域に指定されています。

■特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

- ・業務、商業、サービス、文化交流機能等多様な機能の集積を通じ、国際交流拠点を形成
- ・都市機能を支える先進的な環境や防災機能の高いまちづくりを推進
- ・地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進
- ・公共施設等の整備により、3地域の一体化を図ることで、相乗効果による更なる国際競争力の強化

※詳細については、都市整備局HPに掲載します。以下のURLよりダウンロードしてください。

URL) <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/tokuteikinkyu/>

■特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことで、平成23年4月に改正され、7月に施行された都市再生特別措置法に基づき創設されました。現在の都市再生緊急整備地域（65地域、6,612ヘクタール）のうち、全国で10箇所程度を国が指定します。

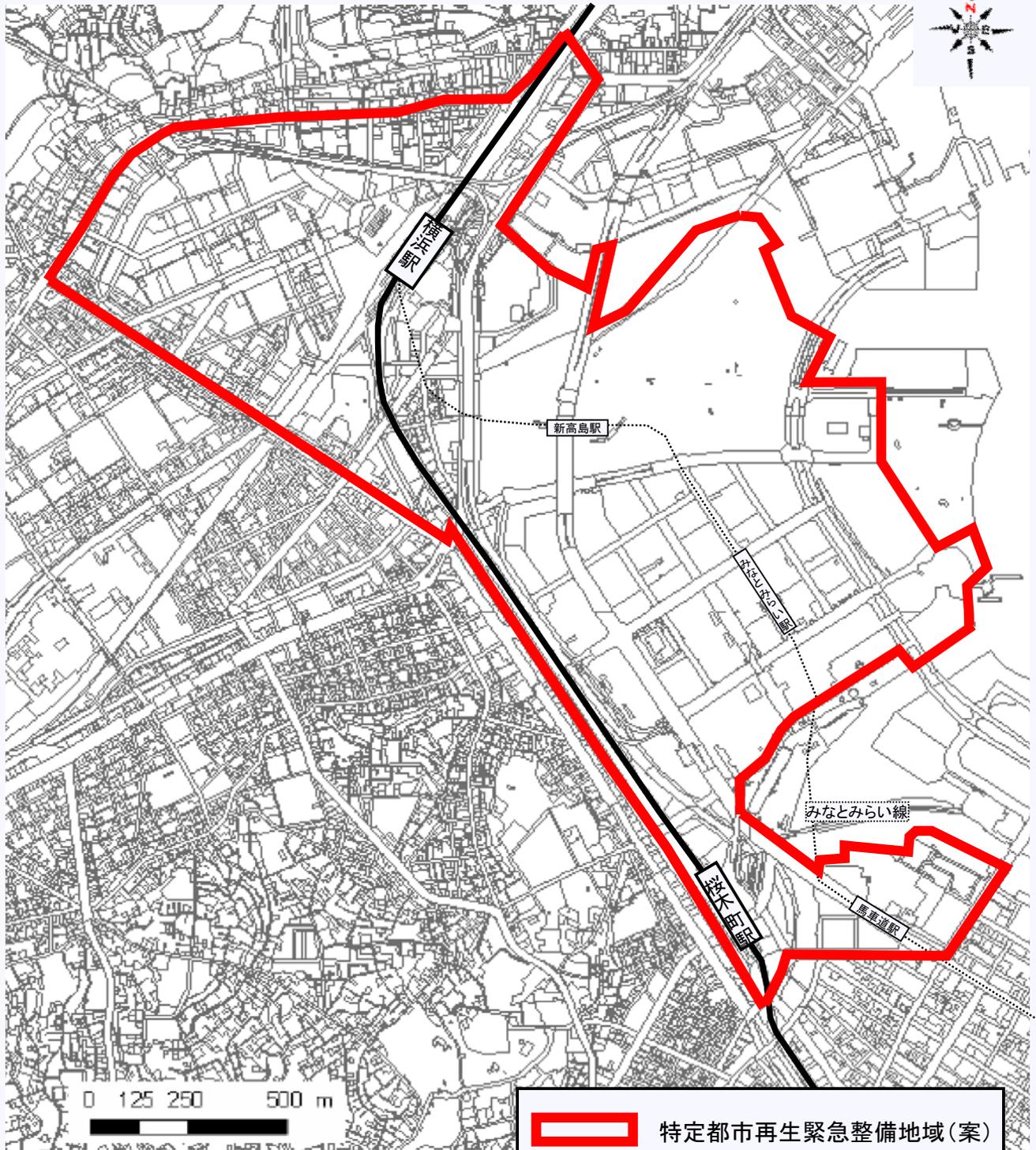
特定都市再生緊急整備地域に指定されると、一定規模以上の民間都市開発に対する税制支援の拡充（不動産取得税、登録免許税、固定資産税等）、道路の上空利用や下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和、開発に関する手続きの簡素化等の特例措置の活用が可能となります。

お問い合わせ先

都市整備局企画課長

鈴木 健一 Tel 045 - 671 - 2005

横浜都心臨海地域（仮称）〈約233ha〉



 特定都市再生緊急整備地域(案)